幼保連携型認定こども園　あいのほしこども園　園則兼運営規程

（目的）

第１条　この園則は、社会福祉法人わらべ福祉会（以下「本法人」という。）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に基づき設置する幼保連携型認定こども園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　この園則は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第２０条に基づく運営規程を兼ねる。

（名称及び所在地）

第２条　本園は、幼保連携型認定こども園　あいのほしこども園と称する。

２　本園の所在地は、沖縄県沖縄市安慶田四丁目９番35号に置く。

（施設の目的及び運営の方針）

第３条　本園は、利用する乳児及び幼児（以下「園児」という。）への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

２　本園は、「沖縄県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「沖縄県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（以下「運営基準条例」という。）その他関係法令に基づいて、適切に事業を運営するものとする。

３　本園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。

(1)　園児の健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

(2)　集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

(3)　身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

(4)　日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

(5)　音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(6)　快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

（教育・保育の内容）

第４条　本園は、前条の目標を達するため、認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

２　通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

⑴　延長保育

⑵　一時預かり保育（幼稚園型）

⑶　発達支援保育事業

３　本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

（給食及び食育）

第５条　本園の給食は、自園調理により提供するものとする。

２　給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。

３　食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し、実施するものとする。

（地域における子育て支援）

第６条　本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

⑴ 未就園児親子支援事業

⑵ 子育て相談事業

実施日：原則として月曜日から金曜日の午前10：00から12：00、14：00から16：00まで（園の閉所日は除く）とする。

⑶ 一時預かり保育事業

実施曜日：原則として、月曜日から金曜日、実施時間：8 時 30 分から 16 時 30 分

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第７条　教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数（定数）及びその職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数については、基準を下回らない範囲内で増減することがある。

⑴　園長　１名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

⑵　副園長　１名

必要に応じ、副園長を置くことができる。

副園長は、園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

⑶　主幹保育教諭　２名

主幹は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4)　保育士または保育教諭　１４名以上

園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 看護師

園児の健康状態の観察や急病、ケガ等の処置対応、保健だより作成等、保健全般の管理・指導・相談の業務を行う。

(6)　調理員（栄養士含む）　２名以上

調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7)　学校医　１名

学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(8)　学校歯科医　１名

学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9) 学校薬剤師　１名

学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(10) 事務職員又は用務員　若干名

園の運営に係る事務的な業務、又は園の諸用務に従事する。

２　前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

（利用定員）

第８条　本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1)　法第１９条第１項第１号の子ども（３歳以上児で次号に該当するものを除く。以下「１号認定子ども」という。）　１５人（３歳児：５名、４歳児：５名、５歳児：５名）

(2)　法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児。以下「２号認定子ども」という。）　５４人（３歳児：１８名、４歳児：１８名、５歳児：１８名）

(3)　法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）　４６人（０歳児：１０名、１歳児：１８名、２歳児：１８名）

（１号認定子どもの教育を提供する日・時間・提供を行わない日）

第９条　１号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、その週数は毎学年３９週を下回らないものとする。

２　前項本文にかかわらず、教育の提供を行わない日を次のとおり別に定める。

(1)　夏休み　８月１日から８月３１日まで（３１日間）

(2)　冬休み　１２月２６日から１月５日まで（１１日間）

(3)　春休み　３月２５日から４月６日まで（１３日間）

(4)　国民の休日に関する法律に規定する休日

(5)　慰霊の日（６月２３日）

⑹　暴風警報発令等他園長が必要と認めた場合

３　１号認定子どもの教育を提供する時間は、原則として、８時から１４時までとする。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、１４時から１７時までの範囲内で、一時預かり（幼稚園型）を提供する。

（２号認定子どもの教育・保育を提供する日・時間・提供を行わない日）

第１０条　２号認定子どもの教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。

２　２号認定子どもの教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

⑴　保育標準時間認定を受けた子どもに係る時間

７時から１８時までの１１時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、１９時００分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

⑵　保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間

原則として、８時から１６時、９時から１７時までの８時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、７時から８時、７時から９時まで又は１６時から１９時、１７時から１９時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

（３号認定子どもの保育を提供する日・時間・提供を行わない日）

第１１条　３号認定子どもの保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。

２　３号認定子どもの保育を提供する時間は、次のとおりとする。

⑴　保育標準時間認定を受けた子どもに係る時間

７時から１８時までの１１時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、１９時００分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

⑵　保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間

原則として、８時から１６時、９時から１７時までの８時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、７時から８時、７時から９時まで又は１６時から１９時、１７時から１９時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

（学年及び学期）

第１２条　本園の教育に係る学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　前項の学年は、次の学期に分ける。

⑴　第１学期　４月１日から８月３１日まで

⑵　第２学期　９月１日から１２月３１日まで

⑶　第３学期　１月１日から３月３１日まで

（教育・保育利用の開始に関する事項）

第１３条　本園の利用開始にあたり、１号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むことを原則とし、２号・３号認定子どもについては、市に申し込み、市による利用調整を経るものとする。

２　利用開始に当たっては、あらかじめ、利用の申込みを行った保護者に対し、本園則の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

３　前項の同意を得た保護者と本園との間に利用契約を締結し、教育・保育の利用を開始するものとする。

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第１４条　利用の申込みに係る１号認定子どもの数及び現に利用している１号認定子どもの数が、当該利用定員の総数を超える場合においては、沖縄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第２項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

２　前項の選考を行うに当たっては、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示して行うものとし、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう行うものとする。

３　２号認定子ども及び３号認定子どもについては、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

４　退園又は休園しようとする１号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

５　本園の利用２号認定子ども及び３号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

（１）「子ども・子育て支援法施行規則」第１条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消ししたとき

（２）支給認定保護者から本園の利用の取り消しの申出があったとき

（３）市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき

（４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

（市のあっせん、調整及び要請に対する協力）

第１５条　本園は、市が行うあっせん、調整及び要請に応じる。

２　利用申込を行った支給認定子どもが、本園の教育・保育を提供することが困難である場合は、市と連携を取り、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

（転園、休園及び卒園に関する事項）

第１６条　転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

２　園児の休園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

（利用者負担その他の費用の種類）

第１７条　本園は、利用した支給認定保護者から、園児が居住する市町村が定める利用者負担額（保育料）について支払いを受けるものとする。

２　前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額（いわゆる上乗せ徴収））について、あらかじめ、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。

３　前２項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。

４　前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収証を交付するものとする。
但し、口座引き落としの場合はそれをもって領収書の代わりとする。又、領収書の発行を要求されない場合には、徴収袋による領収印（済印）によることができる。

５　第２項及び第３項の上乗せ徴収・実費徴収等の利用者負担については、別表のとおりとする。

（給付費の法定代理受領）

第１８条　本園の利用に係る施設型給付費については、前条第１項の利用者負担額を控除した額について、本園が法定代理受領するものとする。

２　前項により受領した給付費の額については、定期的に支給認定保護者に書面で通知するものとする。

（安全確保）

第１９条　本園は、園児の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、及び事故等により園児に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　前項の安全の確保を図るため、次の各号に定める安全に関する事項について計画を策定し、実施するものとする。

(1)　当該認定こども園の施設及び設備の安全点検（毎学期１回以上の系統的な点検及び日常的な点検）

(2)　園児に対する通園を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他

３　前項のほか、実情に応じて、危険等発生時において本園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、以下の措置を講じるものとする。

(1)　園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる。

(2)　園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行う。

４　本園は、園児の安全確保にあたり、園児の保護者との連携を図るとともに、地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

（緊急時等における対応）

第２０条　本園の職員は、教育・保育の提供中に、園児に容態の変化等の緊急事態が生じたときは、保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じ、学校医や園児の主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じるものとする。

（事故防止及び発生時の対応）

第２１条　本園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1)　事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針・マニュアル等の整備

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が記録、報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底するための体制の整備

２　前項のため、本園に事故発生の防止のための委員会を設置するほか、職員に対する研修を定期的に行うこととする。

３　事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うほか必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備するものとする。

４　本園の責めに帰すべき賠償事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、そのための損害賠償責任保険に加入するものとする。

（非常災害対策）

第２２条　本園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について具体的計画を立てるとともに、これに対する不断の注意と訓練に努めるものとする。

２　前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届出を行うものとする。

３　第１項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月１回行うものとする。

４　非常災害における園児の安全確保については、日頃より、所轄の消防署その他の関係機関、地元住民等との連携を図るよう努めるものとする。

（保健及び環境、衛生）

第２３条　園児と職員の健康の保持増進を図るため、学校保健計画を策定し、実施するものとする。

２　園児の健康診断（内科・歯科健診、尿検査）は、学校保健安全法に基づき、毎年度２回行うことを原則とする。

３　毎年度定期的に、国の定める環境衛生基準に基づき環境衛生検査を行うほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図るものとする。

４　感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、対応指針を策定する等、必要な措置を講じるものとする。

（虐待の防止のための措置）

第２４条　職員は、いかなる場合にあっても、園児に対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。

２　本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（苦情解決体制）

第２５条　本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

（秘密保持）

第２６条　本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　本園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。

３　その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

（教育・保育の質の評価）

第２７条　本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

(1)　国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。

(2)　園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

２　前項のほか、本園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

（記録の整備）

第２８条　本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

(1)　教育・保育の実施に当たっての計画

(2)　提供した教育・保育に係る提供記録

(3)　市への通知に係る記録

(4)　保護者からの苦情の内容等の記録

(5)　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（会計）

第２９条　本園の会計は、その他の事業の会計と区分して行うものとする。

２　その他会計に関する事項は、別途、本法人の経理規程等により定める。

附　則

この園則は、令和8年４月１日から施行する。

別表（第１６条関係）

１　特定負担額（いわゆる上乗せ徴収）

なし

２　実費徴収　参考例

	費目名（使途）	対象児童	金額	徴収理由及び金額の根拠
1	給食費	1・2号認定児	月額5,000円	副食費4,500円・主食費500円
2	帽子代	0～5園児	780円程度	新入園児のみ
3	はさみ	2～5歳児	500円程度	新入園児のみ
4	クレヨン	2～5歳児	500円程度	新入園児のみ
5	のり	2～5歳児	200円程度	新入園児のみ
6	粘土ベラ	3～5歳児	150円程度	新入園児のみ
7	粘土ケース	3～5歳児	250円程度	新入園児のみ
8	粘土板	3～5歳児	500円程度	新入園児のみ
9	粘土	3～5歳児	450円程度	新入園児のみ
10	保護者会費	全園児	月額300円	
11	絵本代	0～5歳児	500円程度	年齢により相違
12	アルバム代	0～5歳児	2,500円程度	一括払い又は、分割払い

３　一時預かり（幼稚園型）・延長保育等に関する利用者負担

・預かり保育（１号認定）：14時00分～17時00分まで　　150円／30分

・延長保育　（１号認定）：　7時00分～ 8時00分まで　　150円／30分

17時00分～19時00分まで　　150円／30分

・預かり保育（１号認定　土曜日・長期休暇日）

8時00分～14時00分まで　日額1,000円（昼食代含む）

14時00分～19時00分まで　150円／30分

・延長保育（２号認定・３号認定）

保育標準時間認定を受けた方　　18時00分～19時00分まで　　150円／30分　30分（月額1,500円）

300円／60分　60分（月額3,000円）

保育短時間認定を受けた方　　7時00分～ 9時00分まで　　150円／30分

17時00分～19時00分まで　　150円／30分

・一時預かり保育 午前8時半～12時半 午後12時半～16時半

0・1歳児：半日 1,500円(昼食代300円含)　1日3,000円(昼食代300円含む)

2歳児～5歳児：半日 1,300円(昼食代300円含)　1日2,600円(昼食代300円含む)

４　上記のほか、教育・保育について必要な物品や園外活動等（遠足代）に関しては、別途書面によりお知らせしますので、ご家庭で用意・持参いただきます。